

クリーニング用水に再活用する新しい産業廃棄物処理システム **電子マニフェスト対応**

# リネスの廃液処理サービス

**廃油と廃アルカリを完全に再資源化します**

## 廃棄物を有効活用し環境負荷の低減を実現しました。

リネスの処理施設では、廃液（廃油・廃アルカリ）を「油水分離」・「中和」という処理によって「再生重油」やクリーニングに使用する「洗濯用水」に再資源化するのが特長です。

廃棄物を有効活用する完全再資源化システムはお客様（排出事業者様）にも環境管理上のメリットがあります。リネスでは処分業とともに収集運搬業の認可も受けており、リネス所有の収集運搬車でお客様（排出事業者様）のもとへ収集にあがります。

### リネスの廃液処理サービスの特長

- 産業廃棄物のすべてを再資源化してクリーニング工場などで活用するため、低価格でのご提供が可能。
- 産業廃棄物処分業者であるリネスが自ら収集運搬を行うため、コストを抑えて低価格でのご提供が可能。
- 最終処分先（再資源化先）がリネス東松山工場となるため、お客様によるマニフェストE票（最終処分終了）の確認作業や管理が容易。
- 処分施設への状況確認（視察）は、完全再資源化先であるリネス東松山工場の1ヶ所を把握するだけでOK。
- 廃棄物を再生重油やクリーニング用水に再利用することにより、お客様の環境貢献のアピールが可能。



リネス東松山工場の廃水処理施設

**リネス東松山工場へのご視察を随時受け付けております**

## 産業廃棄物のうち液状の「廃油」「廃アルカリ」を処分

リネス東松山工場が処分できる産業廃棄物は、下表に示す液状の「廃油」と「廃アルカリ」です。

「廃油」は鉱物油系の含油廃水、廃アルカリは洗浄廃水・廃冷却水などが対象となります。

下表はおもな排出産業分野を例としてあげましたが、あくまでも一例であり、当サービスのご利用に際しましては事前にご確認が必要です。詳しくはセールスまでお問い合わせください。

種類	おもな産業分野（例）	おもな対象物（例）	処理方式
廃油（含油廃水）	金属加工業・機械製造業	廃切削油・廃機械油・廃燃料油・廃洗浄油など	油水分離
	印刷業・インク製造業	廃インク・廃溶剤など	
廃アルカリ	機械製造業	洗浄廃水・廃冷却水・界面活性剤含有水など	中和

※上記のうち特別管理廃棄物に該当するものは除きます。

# 完全再資源化を実現。環境に配慮した処分施設

リネス東松山工場では、処理時に取り出された油分を再生重油として再資源化(売却)し、残った水分すべてを同工場のクリーニング工程に用いる洗濯水に再活用します。

こうした無駄を出さない完全再資源化型の処分施設は国内でも珍しく、リネス東松山工場に処分委託することは、お客様(排出事業者様)による処分状況の確認を容易にし、安心確実に管理できるという点でメリットがあります。

なお、事前および処分委託後のリネス東松山工場へのご視察を随時お受けしております。

## ドラム缶1本から収集運搬

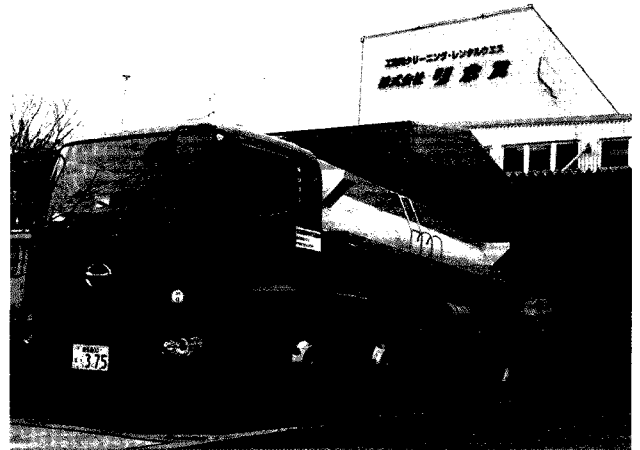
産業廃棄物はリネスの所有する収集運搬車がお客様(排出事業者様)のもとに引き取りに伺います。

数量はドラム缶1本(約200リットル)から可能です。

なお、収集運搬代につきましては、1回に収集する量が多いほど、またお客様(排出事業者様)がリネス東松山工場から近い距離にあるほど安くなります。

処分代につきましては、産業廃棄物の性状などによって異なります。詳しくはセールスまでお問い合わせください。

※収集運搬はお客様のご指定の専門業者をご利用することも出来ます。



リネスの収集運搬車(10トンローリー)

## 事業概要

産業廃棄物処分業	許可番号	埼玉県知事 第01120046476号
	許可年月日	平成22年3月2日許可
	事業の範囲	中間処分業(再資源化) 中和・油水分離:廃油(含油廃水に限る)・廃アルカリ
	処分施設の所在地	埼玉県比企郡滑川町大字都25番58、87番、88番
	処分の能力	廃油(含油廃水に限る):9トン/日 廃アルカリ:9トン/日
産業廃棄物収集運搬業	許可番号・許可都県	第046476号 東京都・埼玉県・栃木県・千葉県・群馬県・茨城県・神奈川県
	保有する収集運搬車両	10トンローリー1台、2トントラック2台
電子 manifests の登録有無		有(電子 manifests の使用可)

※特別管理産業廃棄物は取り扱っておりません。

## ご注意事項

- 当サービスのご利用に際しましては、事前に対象となる産業廃棄物の性状について成分調査を実施させていただきます。成分調査の結果によっては、サービスをお受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 当サービスのご利用に際しましては、事前にお客様(排出事業者様)と株式会社リネスとの間で、法令にもとづく産業廃棄物処理委託契約を締結する必要があります。
- 株式会社リネスの収集運搬車による収集運搬サービス範囲は、東京都・埼玉県・栃木県・千葉県・群馬県・茨城県の各都県に限定されています。範囲外の場合は株式会社リネスが指定する専門業者による収集運搬になりますのでご了承ください。

●平成24年6月より神奈川県における収集運搬業許可を取得しました。



リネス東松山工場の環境への取り組みをホームページで公開中

産業廃棄物処分業許可  
埼玉県知事 第01120046476号

株式会社 **リネス**

<http://www.rines.co.jp>

東松山事業部 埼玉県比企郡滑川町大字都87 東松山工業団地内  
電話 0493(57)0666 FAX 0493(56)2229